

被扶養者でなくなった方の 届け出はお済みですか

被扶養者削除の届け出をお願いします

春は、ライフスタイルの変化が多い季節です。就職や労働先での雇用契約の変更等により被扶養者に該当しなくなった場合は、被扶養者削除の届け出をご提出ください。被扶養者削除については、被保険者から申し出ることが「健康保険法施行規則」によって定められております。

被扶養者資格の確認について

下記のような方がいらっしゃいましたら、扶養の削除をお申し出ください。

就職して就職先の健康保険に加入しました

雇用契約内容等が変わり勤務先で健康保険に加入しました。



給与等の収入が増えました（交通費等も含みます）

年間収入に換算して 130 万円以上（60 歳以上または障がい者の方は 180 万円以上）、被保険者の収入の 1/2 以上となる場合

年金額が増えました（年金を受けられるようになりました）

年金額が 180 万円以上（60 歳未満の方は 130 万円以上）の場合（年収以外に収入がある場合は合算します）

夫婦共働きで子どもは当組合の被扶養者となっています

配偶者の年収が多い（多くなった）場合

失業給付金の受給を開始しました

雇用保険の失業給付金を受給するようになり、その額が 1 日当たり 3,612 円（60 歳以上は 5,000 円）以上となる場合

届け出をしていなかったらどうなるの？

手続きが煩雑になります。多額のお金が必要になることも…

被扶養者に該当しなくなったにもかかわらず、削除の届け出をしていなかった場合は、遡って資格を取消し、該当しなくなった日以降の医療費や給付金を全額返還していただきます。医療費や給付金が多額であれば、突然の大きな出費となります。また、東リ健康保険組合に返還していただいた医療費や給付金は、新たに加入された健康保険組合に請求することができますが、手続きはとても煩雑です。

お願い

東リ健康保険組合では、公平かつ健全な運営を行うため、適正な被扶養者認定、適正な保険給付に取り組んでいます。

被保険者皆様からの保険料で運営している健保財政の悪化は、保険料アップ＝給与の手取り額減少という形で皆様に影響を及ぼします。速やかな届け出をお願いします。